

敦賀美方消防組合人事行政の運営等の状況の公表について

令和4年度敦賀美方消防組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

令和4年度に実施した職員採用試験及び採用の状況は、次のとおりです。

試験区分	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	競争率
消防吏員	10 人	10 人	2 人	2 人	5.0 倍

(2) 職員の退職の状況

令和4年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

定年退職	勸奨退職	その他	合計
0 人	0 人	2 人	2 人

(3) 所属別職員数の状況

各年度4月1日現在の職員数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分		職員数		
所属		令和4年度	令和5年度	増減数
消防本部	消 防 長	1	1	0
	副 消 防 長	1	1	0
	次 長	2	2	0
	総 務 課	7	5	△2
	庶 務 課	4	4	0
	消防救急課	8	9	1
	予 防 課	4	5	1
	防災指令課	11	11	0
	派遣職員等	7	5	△2
	小 計	45	43	△2
消防署・分署	敦賀消防署	47	48	1
	気比分署	22	23	1
	美浜消防署	20	20	0
	三方消防署	19	19	0
	小 計	108	110	2
合 計		153	153	0

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和4年度の普通会計決算における人件費の状況は、次のとおりです。

(金額 千円)

区分	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 B/A
令和4年度	1,754,023	15,494	1,074,693	61.3%

※人件費には、特別職（議会議員、監査委員、消防団員）の報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

令和4年度の普通会計決算における職員給与費の状況は、次のとおりです。

(金額 千円)

区分	職員数 (A)	給 与 費			1人当たり B/A
		給料	職員手当	計 (B)	
令和4年度	150人	530,983	315,762	846,745	5,645

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

令和5年4月1日現在の平均年齢、平均給料月額等の状況は、次のとおりです。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全職員	37.0歳	298,689円	329,384円

(4) 職員の初任給の状況

令和5年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次のとおりです。

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	208,000円	191,800円	176,100円

(5) 級別職員数の状況

令和5年4月1日現在における級別職員数の状況は、次のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	消防士	消防副士長	消防士長	消防司令補 課長補佐	消防司令	消防司令長	消防司令長	消防監	
職員数	29	31	26	29	24	11	2	1	153人
構成比	18.9	20.3	17.0	18.9	15.7	7.2	1.3	0.7	100%

(6) 職員手当の状況

令和5年4月1日現在の主な職員手当の状況は、次のとおりです。

①扶養手当等

区分	内容	敦賀美方消防組合	国の制度との異同
扶養手当	配偶者	7級以下 6,500円 8級 3,500円	同じ
	子	10,000円	
	父母等	7級以下 6,500円 8級 3,500円	
	特定期間の加算 (子が16歳に達する年度の初めから22歳に達する年度末まで)	5,000円	
住居手当	家賃27,000円以下	家賃額-16,000円	同じ
	家賃27,000円を超え61,000円未満	(家賃額-27,000円)×1/2+11,000円	
	家賃61,000円以上	28,000円	
通勤手当	交通機関等の利用者	運賃等(定期券)相当額(上限55,000円/月)	同じ
	乗用車等の利用者	通勤距離に応じ2,000円から31,600円まで	
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給	30,000円に赴任距離により70,000円を限度として加算した額	同じ
管理職手当	部長級	94,000円	同じ
	副消防長級	82,300円	
	次長級	79,700円	
	本部課長、消防署長級	66,500円	
	本部副課長級	62,300円	

②期末・勤勉手当

(令和4年度支給割合)

区分	敦賀美方消防組合			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.200月	0.950月	2.150月	1.200月	0.950月	2.150月
12月期	1.200月	1.050月	2.250月	1.200月	1.050月	2.250月
計	2.400月	2.000月	4.400月	2.400月	2.000月	4.400月
加算措置の状況	職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。			職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。		

③退職手当

区分	敦賀美方消防組合		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

④超過勤務手当

区分	支給実績(決算額)	職員一人当たり平均支給額
令和4年度	32,699千円	218千円
令和3年度	30,182千円	203千円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する状況

(1) 勤務時間の状況(勤務及び週休のサイクル)

令和5年度の職員の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務種別	1日(回)の勤務	拘束時間	勤務時間	休憩時間	勤務及び週休サイクル
毎日勤務	8時30分~ 17時15分	8時間 45分	7時間 45分	1時間	月曜日から金曜日までが勤務日 土曜日、日曜日が週休日
隔日勤務	8時30分~ 翌日の8時	24時間	15時間 30分	8時間 30分	職員に交代で勤務日と週休日を 割り振ります。(8週16休)
3部制勤務	30分				職員に交代で勤務日と週休日を 割り振ります。(4週8休)

(2) 休暇等の概要

職員の休暇制度及び休業制度の概要は、次のとおりです。

区 分		内 容	令和4年の取得状況
休 暇	年次休暇	1年につき最高20日付与。前年からの繰越分を含めると最高40日間	取得日数 平均13.0日 (R4.1.1~R4.12.31の期間)
	病欠休暇	負傷、疾病のため勤務できない場合、医師の証明等に基づき認められる休暇 休暇期間は90日以内	取得者 59人
	特別休暇	結婚休暇、忌引休暇、夏季休暇など特別な事由により勤務しないことが相当である場合として規則で定めている休暇	結婚休暇 3人 忌引休暇 21人 夏季休暇 平均3.0日
	介護休暇	家族などを介護する必要がある場合、連続する6月の期間内で認められる休暇 取得中の給与は支給されません。	取得者 0人
育児休業	子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として休業できる制度 取得中の給与は支給されません。	取得者 1人	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、心身の故障などの事由により職員がその職責を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反して行う不利益な処分で、降任、免職、休職、降給があります。

令和4年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の内容	降任	免職	休職	降給
処分者数	0人	0人	1人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員に法令違反や職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問う制裁としての処分、戒告、減給、停職、免職があります。

令和4年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の内容	戒告	減給	停職	免職
処分者数	0人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取組状況

地方公務員法（以下「法」という。）第 30 条では、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」という根本基準が規定されています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、職員には、以下のようなサービス上の義務、禁止及び制限事項が定められています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第 32 条）
- ・信用失墜行為の禁止（法第 33 条）
- ・秘密を守る義務（法第 34 条）
- ・職務に専念する義務（法第 35 条）
- ・政治的行為の制限（法第 36 条）
- ・争議行為等の禁止（法第 37 条）
- ・営利企業等の従事制限（法第 38 条）

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

法第 35 条において、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中は職務に専念する義務が定められています。その中で敦賀美方消防組合では、職務に専念する義務の特例に関する条例において、①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合、③その他、任命権者が定める場合は、職務に専念する義務を免除しています。

令和 4 年度は、職務に専念する義務の免除は 1 件ありました。

6 職員の研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮及び増進のため、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。(法第39条)

研修期間	研修名	受講人員(人)	受講回数(回)	
消防大学校	幹部科	1	1	
	特別講習会（リモート）	1	1	
	短期コース	1	1	
福井県消防学校	初任教育	4	1	
	幹部教育	中級幹部科	2	1
		上級幹部科	0	0
	専科教育	警防科	2	1
		予防査察科	2	1
		危険物科	2	1
		救助科	2	1
		救急科	4	1
	特別教育	水難救助科	3	1
		操法指導員教育	4	1
起震車操作員教育		4	1	
救急救命研修所	新規養成課程	0	0	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。(法第42条)

敦賀美方消防組合では、健康診断などの福利厚生事業を実施しているほか、職員の互助組織において、職員の掛金により人間ドック助成やワクチン接種助成などの福利厚生事業を実施しています。

(2) 共済制度の状況

職員の共済制度は、法第43条に基づき定められた地方公務員等共済組合法によって定められており、共済制度は、福井県市町村職員共済組合により運用し実施されています。

事業は、①短期給付事業、②長期給付事業、③福祉事業の3つに大きく分けて実施されています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による被害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

令和4年度に公務災害は3件発生しました。

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員が給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、公平委員会に対して適切な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

敦賀美方消防組合は、公平委員会の事務を福井県に委託しています。

令和4年度に勤務条件に関する措置要求はありませんでした。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から、適法な不服申立てがあったとき、公平委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとすればそれを承認し、違法または不当であればこれを修正もしくは取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより、職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

敦賀美方消防組合は、公平委員会の事務を福井県に委託しています。

令和4年度に不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。